

令和2年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和2年 6月18日 午前10:00

○散 会 午後 3:00

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鑑 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	建 設 課 長 畠 山 修

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------

令和2年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和2年 6月18日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1一般質問を行います。一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

また、今般の状況を鑑み、効率的に質問されるようお願いを致します。

なお、質問される方は、演題においてはマスクを外して発言しても結構でございます。

本日の発言の順序は、3番菅原理恵子議員、6番佐藤敏雄議員、10番佐藤義久議員、11番伊藤正吉議員の順に行います。

それでは、3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、早朝よりお疲れ様でございます。

一般質問に先立ち、ご逝去なされました鈴木斌次郎さんに対し謹んで哀悼の意を表します。私が議員としての約10年間大変お世話になり、誠にありがとうございました。

連立政権の立場から志を同じくして戦ったことはよき思い出でもあり、これから先、一緒に戦うことができない寂しさを感じております。私は、これからも先、是々非々の姿勢で市政発展のため、全力で取り組んでまいることをお誓い致します。どうか見守りください。

感謝の意を込め、お別れのことばとさせていただきます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回私、大きく2点について一般質問させていただきます。

大きな1点目、3歳児健診における視力検査について。

子どもの目の機能は、生まれてから発達を続け6歳までには、ほぼ完成すると言われ

ております。そういった観点から、就学前のなるべく早い時期に近視、乱視などの屈折異常や斜視などの弱視の要因を検査することで、早期発見・早期治療につなげていくことが肝要となります。

現在、健診時における検査方法も各自治体に任されているのが現状であります。本市における視力検査は、ランドルト環Cマークによって親御さんがお子さんに行い、結果を健診時に持参すると伺っております。正確な検査結果が得られていないのではないかとのお思いでもございます。実際に、3歳児健診で屈折異常や斜視が見逃されてしまえば治療が遅れ、気づいたときには既に十分な視力が出なくなってしまうという状況に陥るおそれがあります。こうした現状を踏まえ、厚労省は、2017年4月に3歳児健診における視力検査と保健指導の適切な実施を求める通達を致しました。3歳児健診における視力検査にスポットビジョンスクリーナーを2019年6月に導入した八戸市では、導入後の2カ月間で391人を検査、そのうち要精密検査が36人で、28人が精密検査を受診し13人が要治療という結果が出たそうです。導入前1%であった要治療が、スポットビジョンスクリーナー導入により3倍に。導入によって弱視の早期発見・早期治療に効果が出たということでもあります。こういった観点からも踏まえ、本市でも3歳児健診時における眼科健診内容を見直し、検査体制の充実と強化に努めるべきと考えます。そこで次の点についてお伺い致します。

①本市における3歳児健診時の視力検査ランドルト環Cマークは十分であるとお考えでしょうか。

②視力検査で弱視等の早期発見に向けた屈折検査機器スポットビジョンスクリーナーの導入についてのお考えはいかがでしょうか。

大きな2点目。コロナ関連等を踏まえた施策について。

この度、公明党東北方面本部青年局による東北6県の若年青年世代を主なターゲットとした、新型コロナウイルス感染症に関する影響調査を展開しております。秋田県の現状分析によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ったとの回答では、子育て世帯41.6%と高い傾向にあることが判明しました。日常の出費の変化については、子育て世帯の56.5%と割合が多く、自粛に伴う休校措置等が子育て世帯の家計を圧迫していることが読み取られ、ひとり親世帯や子育て世帯への支援の必要性の高さがうかがわれます。

また、自宅のネット環境整備では、未整備が子育て世帯10.6%であり、オンライン教

育の普及を求める声が多数寄せられております。子育て世帯のインターネット環境整備率が高いことを鑑みると、それほどの財源がなくても子育て世帯を対象としたインターネット整備支援を実施できる可能性が考えられます。

(1) 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業における支援の充実については、厚労省社会・援護局地域福祉課・生活困窮者自立支援室により、令和2年5月19日付事務連絡があったことと存じます。

そこで、①生活困窮世帯等において、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣が確立されていないことから、子どもの健康面に影響を及ぼすといった問題が生じることがあり、家庭で十分な食事をとることができない子どもの食事の確保について、地域の商工会や企業、食料等の支援団体等関係機関と連携し、地域の実情に応じ創意工夫を凝らしていく必要性について掲載されております。長期休暇等の食事の確保について関係機関と連携した取り組みについてはいかがお考えでしょうか。

②子どもの学習・生活支援事業の実施主体において、訪問型や非対面型の学習支援や助言等を行うため、タブレットやモバイルのWi-Fi機器等を子どもに貸し出すことを目的に、生活困窮者就労準備支援事業費補助金を活用して関連機材の購入が可能となっております。Wi-Fi環境整備・機器等を購入し、学習環境を整える考えはいかがでしょうか。

③新型コロナウイルス感染症による臨時休校に伴う要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）の取り扱いについては、文科省初等中等教育局健康教育・食育課により事務連絡を受け、市独自で昼食支援金を実施した自治体、休校中における家庭の食費負担増を軽減するため給食費相当分を支給した自治体、市内事業所で利用できる弁当クーポン、1人当たり4,000円相当を配付した自治体等がございます。文科省の連絡を受け、本市独自の支援策についてはいかがでしょうか。また、子育て世帯の臨時休校中における食費負担金が多かったことを受け、全子育て世帯を対象とした市独自の今後の支援策についてはいかがお考えでしょうか。

④特別定額給付金の対象は4月27日の出生児までになっておりますが、4月28日以降今年度末までに生まれる新生児への支援給付についてはいかがお考えでしょうか。

(2) コロナ禍を踏まえた防災・減災対策について。

新型コロナウイルス感染症拡大の第2波、第3波が懸念される中、本格的な避難体制や避難所の点検等が必要になってきます。

そこで、①コロナ禍における福祉避難所も含め、避難所における運営や避難訓練など避難体制の整備について。

②第2次補正予算案で拡充されることになる地方創生臨時交付金において、災害時の感染予防のためのマスクや消毒、段ボールベッド等の資材の購入も可能となることから、交付金を活用し資材を購入してみたいかでしょうか。

以上、檀上からの質問とさせていただきます。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） おはようございます。

3番菅原理恵子議員の一般質問の2つ目、コロナ関連等を踏まえた施策について、まず私からお答え致します。

ご質問の1点目、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業における支援の充実についての①長期休暇等の食事の確保について関係機関と連携した取り組みについて、お答え致します。

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室発令和2年5月19日付事務連絡では、食事提供に関する支援について、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業は、令和元年度より学習支援に限らず、課題を抱える子どもとその保護者等を包括的に支援することが可能になったこと、また対象となる事業費は、フードバンク等が提供する食料の確保に必要な輸送費や利用者宅への配布に必要な人件費であることが示されております。

本市では、平成28年6月より秋田市にあるフードバンクあきたと連携し、フードドライブ事業に取り組んでおります。食料支援の相談は、電話や窓口及び関係機関や関係各課を通じて寄せられ、支援の際には食料品等の提供のみならず、必要な行政手続きや福祉サービスにつながるよう状況に配慮しながら支援しております。これまで延べ300世帯に支援しており、現在も毎月5世帯から6世帯に食料を提供しております。本事業につきましても、今後も長期休暇等により困窮する世帯も含め随時対応してまいります。

次に、②生活困窮者就労準備支援事業費補助金を活用してWi-Fi環境整備・機器等を購入し学習環境を整える考えはについてお答え致します。

本市では、平成28年度から生活困窮者就労準備事業費補助金を活用し、中学3年生を対象に市内3会場において子どもの学習支援事業を実施しております。子どもの学習支援事業の目的は、子どもの居場所づくりと必要な学習の提供、子どもの悩みや不安に寄

り添い成長を支えることとしております。平成28年度には要保護、準要保護家庭の児童20人が参加し、全員が高校進学を果たしました。学習の習熟度に個人差があるため、授業スタイルは少人数制または1対1による授業を実施しており、平成29年度からは電話やメール、ライン等を通じて、中学校卒業後の高校生活を支える事業にも取り組んでおります。ご指摘にありました貸出し用タブレット、貸出用モバイルWi-Fiの購入につきましては、厚生労働省からの事務連絡で示されておりますが、本市のこれまでの学習支援の経験や、学校が再開された現在の状況を考えたとき、子どもたちに今必要な支援とは、子どもたちが安心して立ち寄ることができ、個々の習熟度に応じた支援を対面で気兼ねなく受けられる場の提供であると考えておりますので、現在のところ、貸出し用タブレット、貸出用モバイルWi-Fiの購入の予定はありません。これまで学習支援を経験した子どもは77名おりますが、生活に困窮する家庭の子どもたちが1人でも多く安心して学習に取り組むことができるよう、学習支援の実施にあたっては、マスクの着用ならびに手洗い消毒等を徹底し、今後も感染の拡大防止に取り組みながら、関係各位のご協力のもと事業を推進してまいります。

次に、③要保護児童生徒援助費補助金の取扱いにおける市独自の支援策は。また、全子育て世帯を対象とした支援策についてお答え致します。

はじめに、学校給食費の取扱いについてであります。4月の休校期間中における家庭の食費負担を軽減するため、本市でも要保護及び準要保護児童生徒合わせて約200人に対し、休校期間中の給食費相当分として1人約2,000円を6月初旬に支給しております。全子育て世帯を対象とした支援策というお尋ねであります。今後も保護者の生活状況等に注視しつつ、支援を必要とする方に寄り添った支援に努めてまいります。

次に、④特別定額給付金の対象を今年度末までに生まれる新生児を支援給付してはについてお答え致します。

今回の特別定額給付金は国で制度設計したもので、全国が同一の基準日である4月27日に市町村の住民基本台帳に記録されている方を対象に交付することになっており、4月28日以降に生まれた新生児は対象にはなっておりません。

潟上市の給付対象世帯は1万3,912世帯で、国からの交付金は実績に応じて全額交付されることになっております。菅原議員のご提案は、4月28日から今年度末までに生まれた新生児も対象ということですが、そうした場合、来年3月31日までに生まれた新生児は対象となりますが、来年の4月1日翌日に生まれた新生児は対象にならない

ことになり、どこかに線を引くことでどうしても不公平感が生じることとなります。ご提案の内容につきましては庁内でも検討致しましたが、ただいまお答えしました課題等から、現在のところ特別定額給付金の対象基準日を変更することは考えていないところでございます。

ご質問の2点目、コロナ禍を踏まえた防災・減災対策についての①避難所運営や避難訓練などの避難体制の整備について、お答え致します。

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練のガイドラインについて国から通知があり、本市におきましてもこの通知に基づき避難所運営のマニュアルを作成しております。このマニュアルでは、避難所における避難者の居住スペースとして3密を避けるため、学校等の体育館だけでなく、今まで使用していなかった教室等を活用し居住スペースを確保することなど、感染症を予防するため各種対策を講じることとしております。今後の感染症の状況等を勘案し、避難訓練や避難所設営訓練等を実施してまいりたいと考えております。

次に、②地方創生臨時交付金を活用したマスクや消毒液、段ボールベッド等の資材購入のご提案でございますが、5月22日の臨時議会で地方創生臨時交付金を財源としたマスクや消毒液、段ボールベッド等の避難所で使用するための資材等の購入予算を議決いただいております。今後備蓄品の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、続きまして3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目、3歳児健診における視力検査についてお答え致します。

はじめに、国、市の状況について説明します。

3歳児健康診査は、母子保健法第12条に定められており、満3歳を超え満4歳に達しない幼児を対象に行っています。3歳児健康診査の診察項目には、身体発育状況、栄養状況をはじめ大きく12の診察項目があり、そのうち目の疾病及び異常の有無の項目があります。

市では、平成15年に秋田県で示された乳幼児健診の手引きと、平成30年国立成育医療研究センターの乳幼児健康診査身体診察マニュアルに基づき集団方式で実施しています。視力も含めた眼科疾患の異常の有無をみる眼科の検査につきましては、菅原議員がご指摘のとおり、健診前に家庭で検査をし、健診当日に家庭での検査結果と子どもの物に対

する見方や目の状態等とあわせ、健診医による診断のもと精密検査が必要と診断された場合は、精密検査受診券を発行し早期の受診につなげております。

令和元年度は190人のお子さんが3歳児健診を受診しており、受診率は約98%となっています。受診者に占める精密検査者の割合を示す精検率は1.6%となっており、精密検査になったお子さんは3人で、内訳としては遠視性乱視となっております。

ご質問の1点目、本市における3歳児健診時の視力検査ランドルト環Cマークは十分であるかについてですが、ランドルト環は、Cの形が書かれた検査キットにてご家庭で検査をしていただき、視力が0.5以上あるかを確認します。平成29年度の厚生労働省通知では、ランドルト環を用いた視力検査の実施可能率では3歳6カ月児で95.0%であり、視力0.5以下の場合や検査がうまくできなかった場合は、健診会場において必ず実施するよう通知がきており、健診の際に会場にてスタッフが検査しております。また、ランドルト環単独指標は国際標準に準拠しており、3歳児健診では一般的な検査として用いられている検査キットであり、健診での検査基準は十分満たしていると考えております。

ご質問の2点目、視力検査で弱視等の早期発見に向けた屈折検査機器スポットビジョンスクリーナーの導入についてですが、スポットビジョンスクリーナーは、弱視や斜視などの目の機能上の問題を検知する視覚スクリーニング用の医療機器であり、ランドルト環検査に比べて精密な検査が可能となります。導入につきましては、今後他県及び他市町村の状況等情報を収集したうえで、また、健診に携わる小児科医や眼科専門医の意見などを聞きながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原理恵子議員。
- 3番（菅原理恵子） ①のランドルト環は十分であるというような考えでおりますということですがこれはいいとして②のスポットビジョンスクリーナー導入について移りたいと思いますけれども、これは以前に新生児聴覚検査を導入していただいた折に、ある方からお話いただいたのです。それは、お子さんがある年齢に達したときに、はじめて弱視と診断された。それは、生まれつきながらの弱視であったのじゃないかという審査報告であったということで、その方は本当に普通に生活していたので、目が普通に見えるものだと思っておりました。それがそういう診断を下されたときにとってもショックで、やはり視力検査というものを、小さいうちに早期発見できるようなそういうシス

テムはないものではないかということをおっしゃって、ずっと私の胸の中にありました。それで、いろんな市町村の他県の市町村を含め調査したところ、通告文にも掲載させていただきましたように八戸市さんでも導入していると。それで、群馬県は医師会の方で、群馬県の伊勢崎市でその導入したと。それを機に医師会が屈折検査機器導入検討会議を設置して検討した結果、やはりこれは統計上必要だということをお認め、2017年度、群馬県35市町村中16市町村で屈折検査機器を導入致しました。2017年度上半期の結果、この屈折検査機器導入により弱視の早期発見・早期治療につながったことが読み取られ、2019年度現在では、35市町村のうち34市町村で導入に至りましたという報告もごさいます。日本弱視斜視学会より、3歳児検診における視力検査は3歳6カ月に行うのが効率的ですと、先ほど部長さんからもお答えいただいたのですけれども、この機器というのは持ち運びができる小型サイズで、カメラで撮影するように子どもの両目を写すことによって近視・乱視・斜視などを高い精度で判別するものでございまして。検査は、1秒程度で終わるため、受診する子どもや保護者の負担が少ないことも特徴とされ、また、異常がある場合には結果をプリントアウトし、その場で保護者に手渡しもできる機能も兼ね備えているということでもあります。まれにランドルト環Cマークでの検査で、まれにそういった弱視のお子さんが出てくるということも含め、早期発見・早期治療につなげるスポットビジョンスクリーナーの導入について再度お尋ねしたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

菅原議員ご指摘のとおり、弱視そういったものにつきましては、できるだけ早期の発見が望ましいということはこれは誰もが共通認識でございますけれども、ただ、鴻上市で実施しております3歳児半健診でありますけれども、この検診についても国の方から基準が示されておまして、それぞれの年代、年齢に応じた検診項目が示されております。その中で、まず視力につきましては、3歳半健診時に実施するというような状況でございますけれども、ただ、今おっしゃられましたように、2歳とか2歳半とか、ある程度弱視の判断が意思ができるような年齢くらいに達した段階で、早めにそういった検査を実施しまして治療につなげるということも大切だと思いますので、このあと眼科医等とも相談をしながら結論を出していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 先ほどの日本弱視斜視学会で発表されました3歳児健診検査において、視覚異常の検出精度を向上させるため、市区町村が指定する会場で行う2次検査で、問診視力検査に加えてオートレフラクトメータ・フォトスクリーナー等を用いた屈折検査や、両眼視機能検査を併用することが望ましいともされておりますので、ぜひこれ前向きに検討していただければと思いますので、導入に向けた前向きな検討を宜しくお願い致します。大きな1点目、これで終わらせていただきます。

大きな2点目。新型コロナウイルス関連等に踏まえた施策についてでございますけれども、1番目。医療関係と連携した取り組みについてということで、これまずはじめに本当にフードバンク等から提供された物資を、生活困窮者世帯へアウトリーチして下さっておりますことは、私も十分承知しております。その職員の方たちには本当に感謝申し上げたいと思います。ただ、長期休暇等の食事の確保については、これ日ごろから私心配していたのですけれども、給食で栄養を取っている方というのはいると思うのです。その方に対しての配慮といいますか、それをどのように取り組んでいくかというものも込めてちょっと質問させていただきました。その中の5、6世帯へ食料品を配布しているということでありましたけれども、それで要保護・準要保護世帯に十分な食事提供をしているとお考えか、その辺について再度お尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

準要保護世帯に対する食事の提供ということでございますけれども、恒常的に食事の不安があるという場合ですと、こういった食事の提供サービスだけにとどまらず、やはりそれ以上の保護世帯ということも考慮してもらおうということで相談があった場合には対応するようにしておりますけれどもやはりどうしても、例えば福祉食堂のようなイメージもあると思いますけれども、直接市の方が福祉食堂を実施することはできないと思いますけれども、民間とかNPOの方でそういった事業を実施する場合については、行政の方である程度の援助そういったものはできると考えております。繰り返しになりますが、恒常的な食事に関する不安がある場合、これについての対応につきましてはやはり生活保護という制度がございますので、それの方に誘導するような指導はしております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 更なる支援事業の展開をお願いし、②に移りたいと思います。

子どもの学習支援で、W i - F i 環境設備等を整える予定はなしとの答弁をいただきました。これ新型コロナウイルス感染症により、集まって学習をすることは困難であろうという想定のもと、そういった方たちに対してのW i - F i 環境設備を整えていきたいと思います。それで機器を無料で貸し出ししますよ、それによって勉強、学習面であったり、連絡の取りあいであったりということでの予算計上だったと思うのですが、それに関して再度どのようにお考えか。考えておりませんというよりも、やはりコロナウイルス対策としての。現時点としてはそんなにいないから大丈夫でしょうけれど、今後またW i - F i 環境設備というか、W i - F i によっての学習というのは大切になってくると思いますので、その点を考えながらまた答弁いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、生活困窮者の世帯における子どもさんたちの学習支援ということでございますけれども、前提条件としまして要保護・準要保護世帯における学習環境と言いますか、家庭における学習環境というものは、狭い部屋でとてもじゃないけれども集中して勉強ができるという状況にない世帯のお子さんたちが大半でございます。そういった意味では、そこにタブレットを持って行って勉強するという状況の前の段階だと理解しておりますので、コロナ対策の関係有無にかかわらず、まずは1対1で対面でそれぞれの子どもさんにあった学習を1対1で実施していくというのがまず基本でございます。そのあとで、家庭内においてそういった子どもさんが集中して学習できるような環境が整ったうえであれば、そういったW i - F i も導入できるかなと考えておりますけれども、現状では、各家庭でそういったW i - F i 云々という環境を整えながら実施していくという状況にはないということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 家庭環境が整備できるような状態ではないということでありましたけれども、その中でも、ギガスクールではないですけれどもそうやっていくと思いま

すので、環境を整えていっていただきたいなと思っております。また、要保護・準要保護世帯の通信費も2分の1補助が決定されておりますことから、早急に環境整備を施していただきたいと思います。②は終わりたいと思います。

③の、学校給食は先ほどのコロナ関連対策のアウトリーチ支援ではないですけれども、それとちょっと同じようなことでありましたのでよしとしたいと思います。

それで、④の4月27日まで出生時という対象になっておりますけれども、今年度末までということ、どこで区切りをつけるかが問題だということでありましたけれども、たった1日違いでお金がいただくかいただかないかという問題であります。せめて今年度末でなくても、今年中には生まれた子にはという区切りというものはいかがお考えでしょう。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほども答弁させていただきましたけれども、国の方では4月27日を基準日として定めて、まずこれは全国一律で定めた基準日ということで進めてございます。そして今議員さんがおっしゃいましたのは3月31日まで来年までということなのですけれども、そうしますと、先ほど言いましたとおり、じゃあ4月1日はどうするんだということになるわけで、ここはどこかで必ずその不公平感が出てまいりますので、我々としては、国が定めた基準日を尊重した方がいずれ理解を得られるのではないかなと考えているところでございます。うちの方の中でも検討した結果としてそれはしないということを決めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） くどいようでありますけれども、期限を決め支給する自治体もございます。やはり、そういったことが必要ではないのかなと。子育て支援に関してやはり子育ては潟上が一番という形でずっときておりましたので、再度期限を今年中とかいう期限を決めて支給することはお考えではないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

確かに、子育てするなら潟上市ということで、我々行政進めてまいりました。そしてこれからも進めてまいります。しかしながら、その基準日に関しましては、やはり私は公平性が一番大事であろうと考えておりますので、今のところは検討していないという

ことをご理解ください。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 公平性。どれが公平性につながっていくかわかりませんが、公平性に則った施策を宜しくお願ひしたいと思ひます。コロナ関連対策については、私の勘違ひ等もございまして、予算計上しておりましたということでありましたので、終わらせていただきたいと思ひます。ただSDGs、誰一人とも取り残すことのない施策展開をお願ひしたいと思ひますので、今後とも宜しくお願ひしたいと思ひます。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

次に、6番佐藤敏雄議員の発言を許します。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） おはようございます。6番佐藤敏雄でございます。傍聴者の皆様ご苦勞様でございます。

さて、この度の定例会におきまして、一般質問の機会を与えていただきましたことに対しましてまずは感謝申し上げます。

私は、大きな項目で2項目8点について、この度は感染症予防対策に鑑み、簡潔に質問をさせていただきます。

それでは、通告の要旨に従ひ質問してまいりますので宜しくお願ひ致します。

大きな項目の質問第1点目は、新型コロナの影響による県外在住学生への追加支援策についてであります。

新型コロナウイルスは皆様も御承知のとおり、世界的にも未だに感染者が拡大している未曾有のウイルスともいわれており、MERSやSARSよりも感染を封じ込めるのは困難だと考えられ、今世紀最悪の感染爆発いわゆるパンデミックとして取り組むべきだと警告もされている、この半世紀で最も恐ろしいウイルスであろうとあるメディアでは報じておられました。このコロナウイルス感染拡大の影響により、世界はもとより日本全国各地でも経済をはじめとし、医療現場や教育の場においても多大な影響を及ぼしているということは皆様もメディアを通じてご存じかと思われまふ。それは私たち市民一人一人においても、大なり小なり少なからず影響はあるものと言っても過言ではないはずでふ。教育の場においては、親元を離れた学生への生活費の工面がその一例ではないでふでしょうか。

先般、政府は5月19日の閣議で、新型コロナウイルス感染拡大の影響で経済的に困窮

する学生に対し、最大で20万円を支給する支援策を決定しましたことは記憶に新しいところであります。アルバイト先で働きたくても働けなくなってしまったことによる収入減の影響により、学費の工面が厳しく学業の継続が難しくなった大学生や大学院生ら約43万人を対象とするとのことでありました。文部科学省などの推計では、大学生昼間部約290万人のうち、8割強がバイトに従事しているとのデータ結果がわかっております。また、学生団体が4月に大学生や短大生ら1,200人を対象にした調査では、経済的に困窮し退学を検討していると答えた学生は全体の20.3%もいたとのこと。アルバイトの収入がゼロになったあるいは減ったが7割近くを占め、親など家計を支える人の収入に何らかの影響があったと答えた人は53.2%に達したとのことでありました。さらに、オンライン授業に関しては8.6%がパソコンがないと回答しており、無線通信機器であるWi-Fiの環境がない人は10.5%であったとのことであります。このような状況下におかれながらも日々奮闘し勉学に懸命に励んでいる学生に対し、何とかしてあげたいと思うのが人間の心情でありますことは言うまでもありません。

県内では、大仙市は県外に住む市出身の学生に対し1人当たり5万円を支給するほか、5,000円相当の市の特産品を贈る支援策が、小坂町では町外で暮らす町出身者の学生に1人当たり5万円を支給する支援策が、近隣の井川町では、町出身者で県外在住の学生には1人当たり10万円の給付をし、県内在住の学生には1人当たり5万円を給付するとの報道が、先般のさきがけ新聞にも報道されました。

潟上市では市出身の県外在住の学生に対し、ふるさと納税の特産品を活用した支援策をいち早く取り入れ、特産品をいただいた学生からは大変喜ばれていると耳にしていることから私自身は嬉しく感じております。しかしながら、冒頭にも述べました内容からも理解していただけますとおり、県外在住の学生がいま一番困っているのはお金なのであります。学生に対して市独自の追加支援策が必要なのではないのでしょうか。学生は将来、日本の経済を背負う人材であり、未来の宝であります。そこで、一人でも多くの学生に卒業していただきたい切なる思いと、潟上市出身の学生が安心して勉学に取り組んでもらえるような教育支援の観点から質問致します。

(1) 当市の実態についてお伺いします。

- ① 県外在住の大学生・短大生・専門学生・高校生の各人数は。
- ② 経済的困窮による相談はあったのか。
- ③ 経済的困窮学生への対応策はいかがでしょうか。

④給付金などの追加支援策の考えはございますか。

以上の4点について見解を求めます。

次に、大きな項目の質問2点目は、スマート農業の取り組みとコロナの影響による農家への支援策についてであります。

スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術ICTを活用して、省力化・精密化・高品質生産を実現するなど推進している農業でありますことは御承知のとおりであります。ある研究所の資料によりますと、秋田県の農家数は1960年約12万戸まで増加が続いていましたが以降は減少に転じ、特に平成に入ってからはそのペースが加速し、2015年には5万戸を割り込んでピークの6割減まで落ち込んでいます。

農家人口も減少が続いており、2015年には、約14万5,000人と、1980年52万2,000人の3割にも満たない状況となっております。実際に農業に従事している農業就業人口販売農家を年齢構成別にみますと、65歳以上の割合が63.9%と6割を超え、平均年齢も66.7歳に達するなど確実に高齢化が進んでいることがわかっております。全国的には1995年時点で414万人いた農業就業人口も、2015年には約210万人までほぼ半減しておりますことから、大きな農業問題の一つになっておりますことは言うまでもありません。その一方で経営規模は拡大しており、離農による作付けが行われなくなった農地を担い手と呼ばれる生産者が受け継ぐことで、経営規模を拡大していることはわかっております。水田作の場合一概には言えませんが、生産者1人が作付けできる面積は一般的には15ヘクタール程度であるといわれ、どんなに頑張っても20ヘクタールが精一杯であろうとのデータが出ておりました。その理由から、限られた労働力でより広い面積に作付けができるよう農作業の省力化などが求められ、農作業のスマート化いわゆるスマート農業を活用することにより、農作業における省力軽量化をさらに進められることができるとともに、新規就農者の確保や栽培技術の継承などの効果が期待されると農林水産省では提唱しております。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響で、一部の農作物は行き場を失い、農業生産者の収益減と食品ロスいわゆるフードロスにつながる可能性があるということがわかっております。スマート農業の実現により、市場のニーズ情報と農産物の作付け・生育状況などの情報をつなぎ、一元的に管理することが可能となります。これらを踏まえ、最近では民間企業においても、例えばある企業では、生産と消費を結びつけるための策として、生産者と青果流通事業者を結ぶ「I c h i b A」というアプリをリ

リース。これに重要性を感じている企業が近年増加しているとメディアでは報じておりました。このような次世代の食・農情報流通基盤が構築されることで食材の適材適所が実現し、その結果、生産から消費までの全工程で発生する食品ロスの削減にも貢献するものと思われることからスマート農業に対しての重要性を感じております。

農業県と言われる秋田県は、農業産出額は全国19位であります。米の産出額は新潟県、北海道に次ぐ全国3位に位置し、米どころ秋田の響きは健在であります。しかしながら、コロナによる感染拡大の影響は、農家の方々にとりましても少なからず何らかの影響は出ているであろう観点からは1日も早くコロナの終息を切に願うものであり、そこで、我が潟上市の基幹産業は農業であることに鑑み質問致します。

(1) 当市のスマート農業の実態についてお伺いします。

①近年における取り組み状況は。

②スマート農業に対しての展望はいかがでしょうか。

(2) 農家に対しての対応策について伺います。

①コロナの影響による農家からの相談は。

②農家への対応と支援策はありますか。

以上の4点について答弁を求めます。

これで、演壇からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、6番佐藤敏雄議員の一般質問の1つめ、新型コロナウイルスの影響による県外在住学生への追加支援策についてお答え致します。

ご質問の1点目、当市の実態についての①県外在住の大学生・短大生・専門学生・高校生の各人数はについてお答え致します。

秋田県教育委員会では、高校卒業者の進路状況調査を毎年実施しており、集計結果は県のホームページでも公表されておりますが、出身市町村別のデータについては公表されておらず、県教育委員会に問い合わせしたところ調査していないとの回答でありました。この度の本市独自の県外大学生等応援事業を行う際には、平成30年度の県外大学等への進学率と本市中学校の高校進学者数から、概ね大学生360人、短大生25人、専修学校生95人、計480人と見込んでおります。

なお、本市の中学校から県外の高校に進学した卒業者数につきましては、平成29年度で3名、30年度で6名、令和元年度2名、計11名となっております。

次に、②経済的困窮による相談はについてお答え致します。

経済的困窮による相談についてですが、県外在住学生及び保護者等からの相談は今のところありませんが、今後相談等があった場合には、相談内容を確認の上必要な支援等を紹介しながら取り組んでまいります。

次に、③経済的困窮学生の対応策はについてお答え致します。

潟上市育英会では、毎年2月から3月まで奨学金貸与生を募集しており、大学生・短期大学生・各種専門学校生には月額3万円以内を貸与しております。この度、新型コロナウイルス感染症による影響への対応と致しまして、6月8日から19日まで、定員を20名程度とし追加募集を行っております。6月12日時点で申込みはありませんが、募集要項の配付と説明を2件行っております。

次に、④給付金などの追加支援策の考えはについてお答え致します。

経済的に困窮する学生に対しては、国では学生支援緊急給付金として最大20万円の給付を決定し、また、県内自治体においてもそれぞれ独自の支援策を実施していることは承知しております。本市における追加支援策につきましては、これまでの相談等の内容や学生本人あるいは保護者を含めた方々の動向を注視して、国や県の施策との関連も考え合わせながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 6番佐藤敏雄議員の一般質問の2つ目、スマート農業の取り組みとコロナの影響による農家への支援策についてお答え致します。

ご質問の1点目、当市のスマート農業の実態についての①近年における取り組み状況はについてお答え致します。

スマート農業につきましては、先ほど佐藤議員が述べられたとおり、ロボット技術や情報通信技術を活用し省力化や精密化・高品質生産を実現するなどを推進している新たな農業であります。さて、取り組み状況ですが、現在潟上市では、本事業を活用して営農を行っている農業者または農業法人はおりません。現在秋田県においては、男鹿市の花き栽培を実施しているメガ団地と、大仙市の水稻、大豆、野菜など約300ヘクタールを経営している農業法人の2つの経営体が国の実証事業を実施しております。スマート農業は、ようやく各農業機械メーカーの実証が始まったばかりであります。導入価格もまだまだ高額となっており、潟上市の農業者でも直進アシスト田植機などを導入する経

営体も出てきておりますが、センシング技術や自動走行システムを導入している経営体はまだありません。

次に、②スマート農業に対する展望はについてですが、昨年、本市の農家の方がスマート農業機械購入補助へ事業申請致しましたが、要件等により不採択となった経緯がございました。今後、本事業活用への要件の緩和を国等へ働きかけながら、スマート農業の将来像である超省力・大規模生産の実現、作物の能力を最大限発揮する、きつい作業、危険な作業から解放する、誰もが取り組みやすい農業の実現、消費者・実需者に安心と信頼を提供するの5つの項目が実現できるよう、関係機関と情報を共有してまいります。

ご質問の2点目、農家に対する対応策についての①コロナの影響による農家からの相談はについてと、②農家への対応と支援策はについては、関連がありますのであわせてお答え致します。

本市におきまして、新型コロナウイルスの発生から現在まで、コロナの影響による農家からの相談はほとんどありません。理由としましては、本市の農作物のそのほとんどが、まだ生産や出荷していない状況であったことが考えられますが、今後の農作物の出荷等に伴い、新型コロナウイルス感染拡大がどの程度影響してくるのかを注視し、関係機関と情報を共有しながら対応に努めてまいります。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員、再質問ありますか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 1番目の、コロナの影響による県外在住学生への追加支援策のことについて質問を順次していきたいと思っております。

ざっと先ほどの説明で大学生、短大生それから専門学生、高校生と詳細にわたって人数等教えていただきまして、大体約491人いるということがわかりました。何気に正確な人数ではないんでしょうが、何気に本当に多くの学生さんが県外に在住しているのだなということを再認識私したところがございます。給付金などの支援策についての考えでちょっと伺いたいのですけれども、経済的困窮による相談は、先ほどないのご答弁であったと思います。そしてまず潟上市では、3万円の給付募集をかけたのですが募集はいなかったと。こちらに関しては、先ほど6月8日から19日に追加募集したということで、ちょっと私期間が大変短いのではないかなと感じておりますし、また、国の動向を見ながら対応を検討してまいるといふ答弁であったと思います。相談はなかったかもしれませんが、今後やっぱり第2次、第3次に対しまして、相談は私は出てくる

のじゃないかなとみております。冒頭にも私説明で述べたと思うのですがけれども、県外在住学生さん、一番今困っているのはこのデータにも先ほど読ませてもらったとおり、ものではなくてやっぱり金銭的な面であると私は思っております。このコロナの影響で学生さんが生活に大打撃を受けているというこの今こそ、私は財政調整基金を取り崩してでもスピード感ある市独自の追加支援策をしていくべきだと私的には強く感じておりますが、その辺について今一度お尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

今おっしゃっていることは、財政調整基金を取り崩してでも、その困窮する学生に対して支援してはどうかということでございますけれども、先ほども答弁でも申しましたとおり、現在国では学生支援緊急給付金として最大20万円の給付を決定し、大学を通じてそれは学生にお配りするということでございます。そして、市ですべきは何かと考えたときに、我々としては育英会での奨学金貸与であろうということで、今回6月8日から19日まで、定員を20名程度として募集をかけているところでございますが現在は応募はないと。ただ2件の問い合わせは来ているという現状がございます。そうしたことから、今後も国や県の施策と関連を考えあわせながら動向を注視して検討していきたいということで、市独自として、学生に直接お渡しするということは今のところは考えていないということでご理解願いたいと思います。

○議長（西村 武） 3番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 今のところ、市独自では今のところ検討というか考えていないという答弁でありましたが、私は、ぜひともこちらは市独自でやっていただきたいという思いがまず強いもので、ただ仮に、ふるさと納税の特産品を活用した施策というか支援策が大変好評であったと、そのようなことも私も調べておりまして、職員からも聞いておりますし、直接の学生からも聞いております。そういった点で、お互いにふるさと納税活用することによって、農家というかそちらの事業者への活性化にもなりますのでこちらについて、そうしたら第2弾として、追加支援するというお考えは今のところ考えていないでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

今回の学生応援ということで、まず品物をお送りさせていただいたところでございます

すけれども、その趣旨と申しますのは、今回の新型コロナによる感染症によりまして、学生さんがなかなか実家に帰ることができないという方々を何とか応援したいという思いからはじまった事業でございます。現在、まず明日6月19日になりますと、基本的には全国を行き来できるような状況になりますので、今のところはなかなか第2弾ということにはなりません、また今後、もし仮にそういうことが起きた場合には、そういうことも検討してまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） ぜひとも、そのような場合が来たらということで構いませんが、本当に追加支援の実施に向けてぜひとも取り組んでいただきたいという旨を切に申し上げまして、この1番の質問については終わらせていただきます。

次に、2番目のスマート農業の取り組みとコロナの影響による農家への支援策についての質問に移らせていただきます。

先ほど1番のスマート農業の実態についてということで、まず実際では潟上市では残念ながらないという答弁でありました。秋田県内ではそういった2例があるということで伺っております。スマート農業をやろうとした農家さんが1人はいたというご説明だったと思うのですが、残念ながら資金繰りやいろいろな面で断念されたということであろうと思います。そうした面で先ほど説明もあつたとおり、そういった方々へやっぱり高くて農業が手を出せないという方がほとんどだと思います。ですので、やっぱりご説明にもありましたとおり、要件の緩和に向けて働きをぜひともかけていただきたいと本当に私はそのように思います。

ちょっと少しそれるかもしれませんが、少し過去を遡らせていただきますと、平成29年の定例会において藤原市長は、農家と市そしてその関連機関が連携して、さらにスマート農業関係も視野に入れながら問題解決に向けて取り組んでまいりようサポートしてまいると答弁しておられる観点から、今後、どうサポートするお考えをお持ちなのでしょう。この申しましたのは、アプリ導入に向けた考えについての見解も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え致します。

以前平成29年度の定例会で、私がそういったスマート農業も視野に入れてサポートをしていきたいということで、現実にはサポートしてきているわけです。ただ、要件に合わ

なくて残念ながらそこは今の段階としては採択されなかったということでありまして、それで産業建設部長の方から申し上げたとおりその要件の緩和、はたして緩和だけが農家さんのためになるのかということも観点に入れつつ、我々はそういった要求を国等にしていかなければならないと思っています。いずれに致しましても、わが市においても、ドローンを使った肥培管理等を既に若手の農業後継者さんがやられているという事例を私は承知しております。そういった方々も含めて支援してまいりたいですし、昨日の報道では、県北でこういったスマート農業デモをやったと。そうしたら、そこに来られた農家さんは10人ぐらいだったと。この10人というのを我々はどう評価するかという、そして現実にそういったものに対する農家さんの関心であるとか、そういうものを含めた段階から我々は少し啓発していかなければならないかなということも考えております。どうしてもご高齢の農家さんが多くなってくると、新しい技術というのは抵抗感がおありになるだろうなということもあると思いますので、例えばこういったデモの機会がまた中央地区等であった場合には、我が市の農家さんにも積極的に参加するように啓発する等の働きかけをしてまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 詳細にわたっての答弁感謝致します。今後も市長が先頭に立って、今は人数少ないのですけれどもスマート農業の実現と活性化に向けて、更なる対策を講じていただきたいという旨を申し述べまして、最後の質問の方に移りたいと思います。

最後の質問ですが、農家に対しての対応策について。こちらはコロナの影響によるということの質問でありますけれども、こちらも、今後今のところは相談はないというご答弁でありました。そして相談があった際には、順次対応してまいるという前向きな答弁であったと思います。本当に急かというと、こちらは本当にコロナに対しては何事においてもスピーディーを求められている情勢であります。再三潟上市においてもそのような対策委員会を開いて協議はしていることとは思いますけれども、やっぱりそのときがきたときには、すぐに対応できるようにという観点から再度お伺い致しますけれども、やはり潟上市の基幹産業は、なんといっても農業であると思います。支援策については、ぜひとも先ほども何度も申しませんが、なったときにはすぐこのような施策と申し述べられるような対策を講じておられるのか、その辺についても含めて再度、今一度答弁を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

今の段階では、まだ潟上市の大半の農家につきましては影響はないかと感じておるところでございます。この秋、米で言えば出来秋になりますけれども、その際、ご承知のとおり外食や中食でだいぶ米の需要が減ってきているということを考えますと、米価の下落等があるのかなとは感じております。そうなった場合には、当然国、県それからJA等関係機関と協議してまいりまして対応してまいりたいと考えておりますので、それとその際は、議会の皆さん方からもご意見・ご協力をいただかなきゃいけないのかなと考えておりますのでどうか宜しくお願いしたいと思っております。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 説明ありがとうございます。大体理解しましたので、そうなった際にはぜひとも早急に、そしてスピーディーに対応していただきたいという旨を申し述べまして私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって6番佐藤敏雄議員の一般質問を終わります。

20分まで休憩します。20分後には皆さんに伺いますけれども、20分にはできれば再開したいと思っておりますけれども、昼食にかかると思うがそのまま進めた方がいいのか。堀井議員。

○13番（堀井克見） わざわざ日程組んでね、4人と決めていますから、午前中2人、午後から2人と頭を切りかえて粛々と進めていった方がよい。午後1時半からの方がよろしい。

○議長（西村 武） 今13番堀井議員から、そのようなご提言がありましたので、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、議長の判断で、これは午前中はこれで2人で終わりをまして午後から2人ということにします。それまで、再開は1時半ということで休憩します。

午前 11時14分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番佐藤義久議員の発言を許します。

○10番（佐藤義久） はじめに、この度は一般質問の機会をいただきました議会に対し、感謝と御礼を申し上げます。傍聴の皆様には大変ご苦勞様です。早速質問に入

りますが、当局には明確なるご答弁をお願い申し上げるものであります。

この度4月早々、第2次潟上市都市計画マスタープラン総合的基本計画を配布いただきました。平成28年3月に第1次都市マスが策定、4月には都市計画見直しで3411を導入され、土地利用の規制緩和を図りました。この度、行政報告で触れてはいますが、質問書を提出していますので宜しくご答弁をお願い致します。そこで1点目、3411指定区域について。

①3411の指定区域と指定された部分の農地に対する課税についてはどのようなになっているかお答えを求めます。

豊川地区については、一度担当の説明を受けて理解していますが、市民に向けて今一度お答えをお願い致します。また、妹川地区は、今後農地基盤整備の計画があるとか、この点3411指定地つまり旧国道沿線は変わらず指定したままで、ここの課税についてはいかがでしょうか。

②当該所有者から地価が低下しているのに、現状維持は実質高くなっているのではないかと疑問がありましたので伺ったところです。

次に持続的可能なまちづくりは常に市長が機会ある事に発している言葉ですが、都市計画の見直しが必要としながらも、実現には時間が必要としていますとし、私が疑問に思う一つは、西地区二田・天王、特にこども園、市民センターの建設、既存の小・中学校、総合体育館、防災センター、プール・保健センターなどと拠点整備しながら、秋田都市計画区域内の制約のために見直しは難しいとのことを聞いてはいますが、都市計画区域外に指定しているメリットは何かお尋ね致します。

私は、旧来を引き継ぎ昭和46年の秋田市都市計画の創設以来の停滞したまちづくりは、停滞はおろか後退に過ぎないと思っております。

2の②都市計画マスタープランを、この度は超ロングの20年後の2040年としたのはなぜですか。その理由をお聞かせください。

この度発行した、潟上市都市計画マスタープランと総合計画の基本計画と差異が生じるのではないかと。

この事に触れるといつも変だと思っておりますが、市の最上位計画と位置付けている第2次総合計画の基本計画を見ますと、前期が今年で終わり、次年度からは後期5年の実施計画を立てる年であると考えます。長期ビジョンの最終年次には、平成37年つまり2025年としています。15年の隔たりがあります。藤原市長の令和2年第1回定例会の施

政方針を引用すると、この3年間は、多くの市民と対話と交流を重ね充実したものであった。前市長からの懸案事項を引き継いだものを実行してきたと明言していました。この間、市民は何が自分たちにできるか主体的に考え、貢献しようとする動きがみられるようになった。市民自治のまちこそが市長の目指す理想の姿。今後もその実現に向け傾注して行く。今年度は2次総合計画を前期基本計画の最終年度であり、後期とは言わず次期計画と申し上げております。新たに計画する考えと捉えました。歓迎するところではありますがこの点いかがでしょうか。2の③としてお伺いします。

2の④最上位と位置付けているビジョン将来の見通しを、都市計画マスタープランに追随して第3次潟上市総合計画を策定することになるのは整合性がなくなるのではないかと思いますがいかがもののでしょうか。この点ご答弁をお願いしたいと思います。後期5年を見直しますか、年々ローリングで見直していきますか。お伺い致します。

追随するということは、総合計画（2次総合計画で役割として、本計画は市の最上位計画でありとのことが誤りであり）マスタープランに合わせることで最上位が逆転するのではないかとお尋ねするところでもあります。

次に2の⑤都市基盤整備の適正化・効率化では、限られた財源の範囲内の文言はインパクトに欠ける。都市計画道路や都市公園云々は、地域のニーズを把握し、今後のあり方を検討するとあるのは、これまで調査、検証の結果はどうでしたか。国の制度資金の活用を積極的に行うと明言すべきと考えるところですがこの点はいかがでしょうか。

次に、潟上市の単独都市計画区域の実現に向けた取り組みについて。

単独は難しいと一蹴されてきました。昭和46年以降は、行政当局は、秋田市の駅東市街化の調整区域のバランスと言っては、その区域制約に甘んじてきたのも事実であります。それでも可能な範囲でまちづくり提言をし、調整区域にミニ開発を進めてきたのも事実であります。JRが清算事業団を設立、秋田の管理局に大久保駅前の現在の公園用地を購入し商業施設を建設しようと尋ね、商工会館で報告会を開催、商工会青年部を奮起させてきた時代を懐かしく回想したところでもあります。また、故斎藤豊道県議誕生の際は、初登庁、初議会での県政と一般質問の報告会を開催要求し、公民館ホールに多くの町民が集い開催されたときにも、秋田市30万都市形成のために犠牲を強いられている単独都市計画を要求できないかと質問したことを思い出していたところでもあります。

昨年、他界された野呂田芳成元防衛庁長官の著書に、思い切れば、必ず遂ぐるなりの言葉があります。この言葉は、曹洞宗開祖道元のものをお借りしたとし、道元曰く、

切実に思うことは必ず成就すると教えている。また、念ずれば花開くと唱えていた坂村真民さんという方の言葉でこの著書を書き下ろしています。私もこの言葉に感銘し、胸に刻み日々過ごしているところでもあります。余談になりましたが、⑥として、潟上市は単独で都市計画に組み込む目標年次と目途についてお聞かせください。

話は変わりますが、3番目に東湖小学校の天王小学校との統合はいつ頃と計画していますか。

先般、新型コロナの対策に地元老人クラブがマスクを児童に贈った記事を新聞報道で拝読しました。私ども昭和のグランドゴルフ協会が要請を受け、課外授業に数回、競技指導に行ったことを思い出し、微笑ましい記事と思っていたところ、天王小に孫を通わせている方の話を聞くことができました。新聞では、全校生徒74名に子どもの頃から差別して育てていることに違和感を持ったとのことでした。東湖小については、1クラス10数名で塾に通っているようなもので、家庭教師を雇っているようなもの、学校全体からしても児童1人当たりにしても経費のかけ方が大きく差が生じているのでは。豊川村時代に創設の豊川小は、74名の生徒数になったころ、この時点には統合が協議されており、経費節減を考慮すれば早期に統合を計るべきとの意見を持っての声でした。統合の考えはあるのかないのか、計画についてご答弁をお聞かせください。

以上、檀上からの質問とさせていただきます。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） それでは、10番佐藤義久議員の一般質問の私からは3つ目、東湖小学校の天王小学校との統合はいつ頃について、お答えを致します。

現在、本市の学校数は、東湖小学校を含めた小学校6校、中学校3校、計9校となっております。昨年10月、市長と教育委員会からなる総合教育会議において、今後の市内小・中学校適正配置計画について協議しております。地域活力も視野に入れた望ましい学校規模のあり方を議論する時期に来ており、国の配置基準を前提にし、我が市としてどう判断するかを協議を進めていくことと致しました。昨年12月の第4回市議会定例会において、潟上市附属機関設置条例をご議決いただきましたけれども、その中に、学校教育環境適正化検討委員会が、教育委員会の諮問に応じて学校の適正規模及び配置の基本的な考え方等について答申する組織でございます。今後はこの検討委員会において、潟上市全体の学校教育環境の適正化について協議し、そのうえで統廃合を必要とする場合は、その計画を策定していくこととなります。こうしたことから、ご質問の東湖小学

校をはじめとした学校の統廃合について、今現在の計画はございませんが、令和6年、東湖小学校に複式学級が生じる見込みでございますので、地域の実情に詳しい方、教育に知見のある方々からなる当該の委員会において、一定程度の時間をかけて慎重に検討し、そのうえで議員の皆様にも御助言をいただきたいと考えておりますので御理解をお願い致します。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 10番佐藤義久議員の一般質問の1つ目、3411の指定区域について、お答え致します。

都市計画法第34条第11号の区域に指定された部分の農地につきましては、市街化調整区域内にあることから、一般農地として評価と課税を行っております。

豊川地区につきましては、昭和豊川竜毛の一部にある市街化区域内農地については宅地並みの評価をし、評価額の3分の1を課税標準額の上限として課税しております。それ以外の市街化調整区域内の農地は、一般農地として評価と課税をしております。妹川地区の今後の基盤整備計画につきましては、飯田川土地改良区で事業の推進を検討している段階と伺っております。

なお、今後、基盤整備事業が実施され優良農地となりましても、和田妹川地区は市街化調整区域ですので、現在と同様に一般農地として評価と課税を行うこととなります。

続きまして、現状維持は実質高くなっているのではないかとのご質問についてですが、これについては、平成30年度の評価替えの例で申し上げます。農地の評価につきましては平成28年度に、当時、近年売買のあった農地の価格調査を行っております。この調査結果と当時の評価額を比較して、平成30年度の評価額と課税を決定しております。潟上市全体でみると、売買価格が評価額を上回っておりますので、潟上市としては平成30年度では評価額を据え置いております。土地の売買価格は当事者の事情等により左右されることから、近隣であっても売買価格が異なることがあります。そのため、取引の内容によっては、土地の売買価格が下がっているにもかかわらず評価額が下がらないと感ずることがあるかと存じます。しかし、潟上市全体で見た場合では、売買価格が評価額を上回っていることから、評価額は据え置きとなっております。

以上です。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 10番佐藤義久議員の一般質問の2つ目、秋田都市計画区域

内の制約のため見直しはについて、お答え致します。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいて、長期的な視点に立ってまちづくりの将来ビジョンやその実現に向けた方針を明らかにし、社会経済動向を踏まえながら、まちづくりを進めていくための指針となるものとして策定するものです。

本市では平成23年3月に、潟上市都市計画マスタープランを策定し、同年4月には段階的な都市計画の見直しとして、市街化調整区域における人口減少による地域活力の低下と、地域コミュニティの維持等の地域課題の改善を目的に、都市計画法第34条第11号を導入し、市街化調整区域の土地利用制限の緩和を実施しました。本マスタープランをもとに、今後の人口減少や少子高齢化の進行など、本市を取り巻く社会経済状況が変化していく中で、上位計画の第2次潟上市総合計画等との整合性、施策・事業等の進捗も踏まえ、これからの時代に応じたまちづくりの方向性を明らかにするため、第2次潟上市都市計画マスタープランをこの3月に策定しました。

それではご質問の1点目、都市計画区域外にしているメリットは何かについてお答え致します。

天王・二田地区は都市計画区域外となっており、都市計画法に基づく土地利用規制がない区域となっております。また、建物を建てる際は、接道義務や建ぺい率・容積率等建築基準法上の集団規定はなく、防災性の担保がない状況です。したがって、都市計画区域と比較して土地利用の規制は緩くなっているため、住宅の建築や開発行為が容易であるというメリットがある反面、建物用途の混在や防災性の低下が懸念されるというデメリットがあります。

ご質問の2点目、都市計画マスタープランをこの度は20年後の2040年としたのはなぜかについてお答え致します。

国の都市計画運用指針の中で、都市計画区域マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望し、都市計画の基本的方向が定められることが望ましいとされていることから、市の都市計画マスタープランも同様に、目標年次を20年後の2040年としております。

ご質問の3点目、総合計画の後期計画を全面的に見直しということですかと、ご質問の4点目、都市計画マスタープランに追随して第3次潟上市総合計画を策定することになることになるのは整合性がないのではについては、関連がございますのでまとめてお答えします。

第2次潟上市総合計画は10年間の長期ビジョン、前・後期各5年の基本計画、3年間

の実施計画の3層から成り立つ計画であります。また、長期ビジョンと基本計画は、市議会の議決を経て定める非常に重要な計画であります。このうち、前期基本計画の計画期間が今年度で終了することから、長期ビジョンに基づく令和7年度までの後期基本計画の策定を現在進めているものであり、新たに第3次総合計画を策定するということではございません。現行の第2次潟上市総合計画の長期ビジョンは、市の将来像や基本目標、それを実現するための基本的な方向性を示したものであり、この中で、多核・ネットワーク型都市形成を本市の土地利用の方針としております。今年3月に策定した第2次潟上市都市計画マスタープランは、この基本的方向性に沿って策定したものであり、決してマスタープランに追随して総合計画が策定されているということではございません。

なお、土地利用の基本的な考え方を今後変更させる必要が生じた場合には、まずは総合計画の長期ビジョンで示し、市議会の議決を経る必要があります。それに従って都市計画マスタープランも改定されることとなりますので、あくまでも本市における最上位計画は総合計画であることをご理解願います。

ご質問の5点目、今後のあり方を検討とあるが、これまでの調査・検証の結果についてはについてお答え致します。

道路や公園等の都市施設は、目指すべき都市像を実現するために都市計画決定されたものでありますが、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況等、決定当初とは社会経済状況が大きく変化しており、その必要性や実現性等を見直し、必要に応じて変更を行うべきと国の指針に示されているところであります。

本市におけるほとんどの都市施設は、昭和61年から平成2年に都市計画決定されており、その後の社会経済状況の変化に加え、都市計画法第34条第11号を導入したことによる開発行為の増加とそれに伴う市街地形成等、土地利用の変化が進行している中で、具体的な調査・検討に着手できておりません。そのため、第2次潟上市都市計画マスタープランの計画期間において、調査・検討していきたいと考えております。また、都市計画法において、都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものと規定されており、事業の内容や手法等を定める実施計画と趣を異にするものです。

ご質問の6点目、市が単独で都市計画に組み込む目標年次と目途について、お答え致します。

本市は合併以来、区域区分のあり方を見直しし、本市全域を一つの都市計画区域として、土地利用の規制や誘導が図られる一体感のある都市形成を目指しております。

しかし、区域区分に関する決定権者は県となっているうえ、国の利害に重大な関係がある事項のため、国土交通大臣の同意が必要であり、本市の一存では目標年次や目途を定めることは困難であるのが実情であります。しかしながら、本市都市計画の最終目標は、潟上市独自の都市計画をもち、自らのまちは自らの手で創っていくことであることを念頭に、今後も関係機関との協議を重ねてまいります。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員、再質問ありますか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） お答えいただいた順序に質問させていただきます。

東湖小学校の統合問題についてお伺いしましたら、令和6年、複式学級という話がありました。教育長のご答弁でしたが、統合される際は地元の意見を。

○議長（西村 武） 佐藤議員。座って。

○10番（佐藤義久） 地元の意見をよく聴取して進めていただきたいとお願いしたいところです。ご答弁宜しく願います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答え致します。

今議員からお話がありましたとおり、この検討委員会のメンバーにつきましても、そういった地元の方々そして何より保護者代表です、それから地元の方々それから教育に知見のあるの方々ということで、それぞれの方のご意見を十分お聞きして進めてくべきものと思っておりますし、また委員会以外にも保護者の方々、地域の方々のご意見をお聞きする機会ということは必要なことと承知しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） では、宜しく願います。

それでは、都市計画の関係でお伺いしますが、大きくは私の傾聴するところ、今回の都市マスタープラン配付された中に、単独で都市計画が組み込むようなことができるよう働いていくという文言があったと思ひまして、目標人数やめどについてお伺いしたところですが、国、県のしぼりがあるような話でしたので、積極的に活動していくべきでないかなということでお伺いしたところですが、その点、市長いかがですか。積極的に都市

計画区域に組み込んで、単独都市計画を組むような段取りをしたいという考えありますか。

○議長（西村 武） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど申しましたとおり、この単独の都市計画を実現するためには、国、県との協議もありますので、本市の一存では実施することができないというのが現状でありますけれども、これまでも何回か県と秋田市とともに勉強会の方をさせていただいて、潟上市としての方針、目標を話しておりますので、その機会を増やしていって実現に向けていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 今の計画ですが、昭和46年からのことでありまして、昭和、飯田川、天王地区はもちろん、若干変わったところもございますけれども、あれから何十年でしょうか費やしておるわけです。まず、積極的に可能な限り頑張らせていただいて、単独都市計画組んで、この間からお話してはいますけれども、こども園やら市民センターの道路計画もそのとおりで、都市計画区域内であれば可能なことかなと思って質問したところです。これについて。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

部長、課長が答弁申し上げているとおり、私どもが目指すべきところはその単独の都市計画を作るという方向性は変えておりません。ただ、先ほどありましたとおり県それから国あるいは近隣市との協議がこれは必要で、我々当然1人で生きているわけではありませんので、そういった過去からの継続性とそれからそういったものを一つひとつクリアしていくということで、先ほど課長から答弁があったとおり、その勉強会については、手前味噌ではありますが結構きちんと協議はしてきているわけです。ただ、なかなかやはり、一度立てた計画を変更していくということは難しゅうございます。以前に先生からもお伺いしたことがあります、いろんなことをこのためにご努力されていたのですけれどもなかなか実現に至っていないということも教えていただきました。ただ、我々としては、先ほどから申し上げているとおり、そういった都市計画を作っていくんだという方向性は変えないでおりますし、先生おっしゃるとおり、今後も関係機関、県、

国、近隣市と粘り強く協議は重ねてまいります。

○議長（西村 武） 全部終わった。あと、質問終わるとのことね。

これをもって、10番佐藤義久議員の一般質問を終わります。

次に、11番伊藤正吉議員の発言を許します。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 通告に従い、農業振興策についてと潟上市特定事業主行動計画の推進についての2点について質問を致します。

最初に、農業振興策についてでありますけれども、私これまで2年間産業建設常任委員会で農業について学ばさせていただきましたが、今回は特に人と農地の問題を中心に、農業の振興策等についての質問ですので宜しくお願いしたいと思います。

少子高齢化や核家族化などの社会の変革に伴い、農業を取り巻く環境も変化し、米価の下落に始まり、担い手不足、ほ場整備の推進、耕作放棄地など様々な問題に対応しながら進めてきております。これからは持続可能な力強い農業が求められております。その1つとして、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があると思います。5年後10年後まで、どのように農地を使って農業を進めていくのかということで、国では平成24年に人・農地プランを策定し、その内容として、①青年就農給付金、②スーパーL資金、③農地集積協力金等を掲げ、その後改正を加えて経営体育成支援事業、強い農業づくりなど様々な支援策を講じてきました。

本市においてもこの度、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく協議のうえ、令和2年2月19日に公表しております。中身と致しましては、区域の範囲、経営体の状況、担い手の育成、地域農業の将来のあり方、農地中間管理事業の活用方針について公表されました。そこで、農業の現状とこれからの振興策等についてお伺いします。

1つ目と致しまして、強い農業づくりのための今後の具体的な施策について。

2、農業従事者の減少が問題になっているが、市の担い手育成への取り組みについて。

3、ほ場整備の進捗状況と農業者からの要望や課題について。

4、認定農業者の登録人数と農業経営基盤強化資金利子助成費補助金、農業次世代人材投資事業費補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金など様々な制度があるが、どの程度活用されていたのか。

5、新規就農者の参入状況について。

6、耕作放棄地の現状について。

7、農地は過去5年ぐらい前と比べてどのくらい減少しているのか。

8、多面的機能支払制度の役割と活動地域について。

以上についてお伺います。

2つ目と致しまして、潟上市特定事業主行動計画の推進について。

次世代育成支援対策推進法に基づき、特定事業主行動計画の策定を義務づけられ、本市においても平成18年6月より、潟上市特定事業主行動計画が策定されております。その後、次世代育成支援対策推進法が平成27年3月末日までの時限立法が平成37年3月末日までの10年間に延長されました。また、平成28年4月に、女性活躍推進法が施行されたことに伴い、その法律に基づき本市において、潟上市特定事業主行動計画を平成28年4月に改定され、本計画を平成33年3月31日までの5年間としております。

そこで、働き方改革、休み方改革の一環として次のことについて伺います。

1つ目として、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法の中での特定事業主行動計画の違いは。

2 男女別の産休や育児休業の取得率はどのくらいか。

3 市職員が積極的に有給休暇や育児休業を取ることによって、一般企業にも一般事業主行動計画の制度が浸透することが期待でき、また普及すべきと思いますがいかがか。

4つ目、女性の管理職の割合は。

5つ目、平均勤続年数の男女の差異は。

6 令和元年度の年次有給休暇の平均取得日数と今後の目標は。

7フレックスタイム制の導入の考えは。

8 職員のメンタルヘルスサポートはどのように行われているのか。

以上お伺いします。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 11番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目、農業振興策についてお答え致します。

ご質問の1点目、強い農業づくりのための今後の具体的な施策についてですが、国は、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地や担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じ切れ目なく支援していくために、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等を展開しております。潟上市におかれましても、このような事業を活用しながら、今後も地域農業における中心経営体へ情報の提供等支援してまいります。

次に、ご質問の2点目、農業従事者の減少が問題となっているが、市の担い手育成への取り組みについてお答え致します。

伊藤議員のご指摘のとおり、農業従事者については、少子高齢化等により減少の一途をたどっております。市としましては、市の認定農業者協議会など、関係機関や関係団体と連携し、研修会やほ場視察及び情報交換会を毎年実施しております。農業従事者の方々が健康で安心して営農ができるようサポートしております。また、新規に農業を目指す者に対して、営農の確立に必要な知識、技術の習得をサポートするため、秋田県が事業主体である、未来農業のフロンティア育成研修事業に参画しているほか、国の事業である就農から経営が安定するまでをサポートする、農業次世代人材投資事業などを活用し、新規就農者の確保・育成に努めております。今後も、認定農業者のみならず、農業に対して興味のある方や魅力を感じている方々を掘起こし支援し、担い手の確保に努めてまいります。

次に、ご質問の3点目、ほ場整備の進捗状況と農業者からの要望や課題についてお答え致します。

潟上市のほ場整備完了地区は、天王地区が4地区1,143ヘクタール、昭和地区が5地区415ヘクタール、飯田川地区が3地区324ヘクタールの合計12地区1,882ヘクタールで、農地面積に対する整備率は63.9%となっております。未整備地区内での農業者及び土地改良区からほ場整備事業を実施したい意向はありますが、多額の事業費が伴うため、整備を行う条件である受益者の同意と地元事業費負担に対する長期間の償還金が課題となっております。ほ場整備事業については、これらの課題について引き続き関係農業者や関係団体と協議してまいりたいと思います。

次に、ご質問の4点目、認定農業者の登録人数と農業経営基盤強化資金利子助成費補助金、農業次世代人材投資事業費補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金など様々な制度があるが、どの程度活用されていたのかについてお答え致します。

はじめに、認定農業者数ですが、令和2年4月1日現在203人でございます。農業経営基盤強化資金利子助成費補助金については、平成24年度の借入分をもって市の利子補給分については終了しているため、平成25年度分からの借入件数は把握できておりませんが、日本政策金融公庫へ確認したところ約180件の借入があると伺っております。

次に、農業次世代人材投資事業費補助金ですが、この事業は、平成24年度から青年就農給付金事業としてスタートし、令和元年度までの8年間で19名の新規就農者の方が活

用しております。また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業は、昨年、1法人が採択となり活用しております。農業の各種補助事業は、事業名の変更や新事業など毎年事業内容等が変化しておりますが、情報をいち早く入手し農家の要望に応じた事業を主旨選択し提供してまいります。

次に、ご質問の5点目、新規就農者の参入状況について、お答えします。

先ほど、農業次世代人材投資事業活用者が8年間で19名いるとお答えしましたが、平均年約2名、令和元年は2名の方が就農しており、今後も引き続き新規就農者の確保・育成に努めてまいります。

次に、ご質問の6点目、耕作放棄地の現状についてお答え致します。

毎年、農業委員会において管内農地の利用状況調査を行っておりますが、令和元年度の調査におきましては、管内農地3,350ヘクタールのうち現在耕作されておらず荒れている、いわゆる耕作放棄地は、田畑合わせて約48ヘクタールとなっております。さらにそのうち、農地として再生可能であると見込まれる田畑は約10ヘクタールとなっております。農家の高齢化や担い手不足などにより、この耕作放棄地の面積につきましては若干増加傾向にありますが、農地はかけがえのない有限な資源であるため、関係機関と連携しながら、農地の確保と有効活用に繋がる取り組みに努めてまいります。

次に、ご質問の7点目、農地は過去5年位前と比べてどのくらい減少しているのかについてお答え致します。

潟上市の農地面積ですが、5年前の平成27年4月時点では、田が3,230ヘクタール、畑が220ヘクタール、合計3,450ヘクタールです。令和2年4月時点では、田が3,140ヘクタール、畑が210ヘクタールの計3,350ヘクタールでございます。したがって、この5年間で100ヘクタール減少しております。その理由としましては、先程2点目のご質問に対する答弁でもありましたとおり、農業従事者の減少により、農地の維持管理が難しくなってきていることが挙げられます。

最後に、ご質問の8点目、多面的機能支援制度の役割と活動地域についてお答え致します。

農業・農村地域は、国土保全、水源の涵養、自然環境の保全、農村文化の継承などの多面的機能を有しております。秋田県では、これらの機能を維持、発揮するため、多面的機能支払の実施に関する基本方針を定め、農村生産活動の継続や、地域住民の相互連携による、農村環境保全活動の推進を図ることとして取り組みを行っております。潟上

市の取組団体は、天王地区7組織、昭和地区5組織、飯田川地区4組織が活動しており、それぞれ地域の実情にあわせた活動計画を作成し、農地、農業用施設の地域資源の保全活動を実施しております。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、一般質問の2つ目、潟上市特定事業主行動計画の推進についてお答え致します。

ご質問の1点目、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法の中での特定事業主行動計画の違いについてお答え致します。

内閣府によれば、次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもの育成を図るものであり、雇用環境・職場環境の整備や働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等の取り組みに関する行動計画の策定を求めています。一方、女性活躍推進法は、女性の職業生活における活躍を推進するものであり、その推進に向けた行動計画の策定を求めています。それぞれの法律に基づく行動計画は内容が重複する部分もあり得ますが、女性の採用、育成、登用等に関する取り組み等は、次世代育成支援対策推進法の行動計画では記載されないものであり、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等を進めることで、女性の活躍を推進する必要があるとされております。

ご質問の2点目、男女別の産休や育児休業の取得率についてお答えします。

本市職員の育児休業の取得率は、令和元年度の数値で女性職員が100%、男性職員が17%となっております。

ご質問の3点目、市職員が積極的に有給休暇や育児休暇を取得することにより、一般企業にも制度が浸透することが期待でき普及すべきについてお答えします。

本市の特定事業主行動計画では、男性職員の子育てへの積極的な参加や女性の職業生活における活躍推進の取り組みについて示しております。職員の勤務環境に関するものでは、子どもの出生時における父親の休暇等の促進、育児休業等を取得しやすい環境の整備など、職員の職務環境の整備等を盛り込んでおります。一方、企業においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育てに関する一般事業主行動計画を、従業員101人以上の企業に限り策定することになっております。企業の育児休業等の取得については、従業員数、生産性向上や業務効率化など、経営方針等個々の実情があるものと想定されますが、本市職員が積極的に有給休暇や育児休業を取得したこと等の周知活動を進めていくことにより、一般企業への普及・啓発につながるものと考えて

おります。

ご質問の4点目、女性管理職の割合についてであります。本市の女性管理職の割合は、令和元年度で21.9%となっております。

ご質問の5点目、平均勤続年数の男女の差異についてお答え致します。

平均勤続年数のご質問であります。平均勤続年数としての算出した数値はないため、現在在職年数としてお答え致します。本市職員の平均在職年数は、令和元年度の数値で男性職員が19.7年、女性職員が14.8年となっております。

ご質問の6点目、令和元年度の年次休暇の平均取得日数と今後の目標についてお答え致します。

本市職員の令和元年度の年次休暇の平均取得日数は9.0日となっております。今後の目標であります。平成30年12月の人事院からの通知では、1年間で10日以上年次休暇が付与される職員に対し、年5日以上使用することができるよう配慮することとなっております。本市職員の平均取得日数は9.0日となっております。取得日数が5日を下回っている職員もおり、すべての職員が5日以上取得できるよう職場環境の整備に努めてまいります。

ご質問の7点目、フレックスタイム制の導入の考えについてお答え致します。

フレックスタイム制は、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることができる制度であります。県内自治体の中でも、働き方改革の一環として時差出勤制度を導入していることも承知しておりますし、最近では、新型コロナウイルス感染症対策の一環としてローテーション勤務を試行的に導入している県内自治体もあります。フレックスタイム制やローテーション勤務を導入するためには、市民が多く訪れる窓口部門の体制整備が課題となります。本市としましては、職員の子育てや介護と仕事の両立を支援するワークライフバランスを推進させることは重要であると捉えております。今後、本市の実情に照らし合わせ、どの範囲であれば制度導入が可能なのか調査研究を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の8点目、職員のメンタルヘルスサポートについてお答え致します。

職員のメンタルヘルス対策として、年1回のストレスチェック制度によりストレスの状況の検査を行っております。検査結果については、職員本人に通知して自らのストレスの状況について気づきを促しており、職員個々のストレス低減に努めております。ま

た職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげる働きかけも行っております。さらに産業医による毎月1回の職員健康相談も実施しており、ストレスの高い職員を早期に発見し、職員のメンタルの不調を未然に防止する取り組みも今後強化してまいります。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員、再質問ありますか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま部長の方から縷々答弁ございましたけれども、1つ目の強い農業づくりの今後の具体的な施策についてでありますけれども、ちょっと部長と答弁する部分もあるかと思っておりますけれども、これまでの農地は皆様ご承知のとおり、農地法や農振法によって、むやみに転用できないことなど土地が守られてきたと思っておりますけれども、その農地を耕作する人が少なくなってきました。国の人・農地プランは、先ほども申し上げたとおり様々な支援策を掲げて進めてきておりますけれども、名目だけでなく中身があって効果的な明瞭化した実行力のあるプランを作ることだと思います。また強い農業づくりには、農地をしっかりと守り、一つとして、ダブる部分があるかと思っておりますが、農業の担い手をどう作るか、営農組織とかいろいろありますけれども。2つ目は、農地の集約。経営単位ですが。あと3つ目は、基盤整備をどのようにするのか。4つ目として、農業機械の導入。午前の質問にもございますけれども、ICT技術、スマート農業に対する補助金制度などがありますけれども、本市においても、先ほどの答弁があったようによくやられていると思っておりますけれども、それらを合わせ技で儲かる農業を進めていくべきと思っておりますけれども、その点についてもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまの質問に対してお答え致します。

農業全般的な質問と捉えております。潟上市におきましては水田地帯であります。もちろん、水田をいわゆる耕作放棄しないためにも、人・農地プランという制度を市全域にわたって作成しております。その中でも、農地の分散化を防ぐためにも、中間管理事業を使った農地の集約を、その地域の担い手ということの方々に対してあっせんするかそういうふうな形で人・農地プランについては少なからずよくやっているのではないかなと感じているところでございます。

それから、農業機械等の更新時期そういうのもございますけれども、やはりこれから農地を集積していく場合と大規模農家になっていくわけです。そうになると、いろんな農

機具につきましては非常に大きな農機具になります。なかなか1経営体では農機の更新の際の経費につきましても、大変重荷になると考えております。潟上市では、昨年県の事業と重なるような形になりますけれども、農業生産法人いわゆる法人を作ったところに対して、少ないですけれども数十万円の補助金を交付する形で農業生産法人の育成推進に努めているところでございます。それらの法人の人がたからもそうですが、今ある認定農業者や担い手農家の方々にもいろんな制度等紹介しながら、引き続き市の農業政策を行っていきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 1番についてはわかりました。

2番目の問題ですけれども、これについては先ほど答弁ございましたけれども、認定農業者の協議会を中心にしていろいろ取り組みをしているということですので、この件についてはまずよろしいです。

2番目のほ場整備の進捗状況と農業者からの要望や課題についてでございますけれども、これについては今のところ全部あわせて63.9%が進捗しているということで、問題としては償還金の問題や課題があるということでしたので、これらについてもぜひこの進捗状況等を高めるためにお願いしたいなと思います。

それから4番目の認定農業者の登録人数と農業経営基盤強化資金利子助成費補助等についての件については、それぞれいろんな交付金等活用しながら進めているということですので、これについてもまずよろしいかなと思います。

それから5番目の新規就農者の参入状況については、8年間で19名いるということですが、毎年2名か3名くらいの新規就農者があるということですが、私たちこの新規就農者が少ないという理由がいろいろあると思いますけれども、ちょっとハードルが高いのではないかなということですが、例えば農地の確保はもちろんですけれども農業機械が揃えるにしても多額なお金がかかるとか、いろいろ農産物作ったとしてもその販路またその維持費に加え、すぐに収入も発生しないし、また地域とのいろんな助け合いも必要です。そんないろんな様々な理由もあるかなと思います。それからもう一つ理由は、本市はどうかよくわからないけれども、統計においては、新規就農者の離農する方が35%が定着しないで辞めていく人もいるという現実もございまして、その原因としては、業務内容があわなかったとか、想定と違っていたとか、あとは収入とか勤務時間とか様々な理由でもって辞めた方も統計的にはおります。そういったことで、やっ

ぱりこういうことでそういうのを防ぐためには、そのいろんな組織がありますけれども、例えば農業普及センターですか、そういう方々からいろんな指導を仰いだりやれると思いますけれども、やはりこういったいろんなマイナス面とかを、やはり正確に新規就農者に伝えながらやはり支援していくべきだと思いますけれども、その点についてご答弁あればお願い致します。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

新規就農者につきましては、農業次世代人材投資事業で約19名の方が現在就農して頑張っているところでございます。こういう方たちにつきましては、もちろん県の普及の職員それからJAの営農の職員それから金融関係の職員、それとももちろん私たち市の職員それから共済組合、土地改良区、そういう方々数名のチームを作って、それぞれ問題があれば就農者の方へ指導等にまわっているというのが実情でございます。

なお、この農業次世代人材投資事業につきましては、そういうチームを組まない補助対象にならないという条件もございますので、潟上市としましては、そういうチームを作りながら離農しないような、新しい人材が農業を辞めないようなことを推進してまわっているところでございます。宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま部長の答弁、わかりました。

それから、6番目の耕作放棄地の現状については、全部で10ヘクタールですか、48ヘクタールが放棄地になっていて、その農地可能なところが10ヘクタールということでございますので、これについても減らなければ一番いいことですが、頑張って耕作放棄地が少なくなるように、このあとも進めていただきたいと思います。

それから、農地の5年前と比べて減少しているのかということについても、全部で5年間で100ヘクタールですか減少されているということですので、これは先ほどの答弁にもございましたように、多くの農家はその子どもさんに農家を継がせなくて、例えば一般企業に就職したり、農家は儲からないとかそこら辺わからないのだけれども子どもにも継いでほしくないとか、そういった思いでだんだん減っているのかなと思ひます。

それから、多面的機能支払制度と役割についてはよくわかりましたけれども、やはり農業を守っていくためには、国や農水省や県の施策は質問表にいろいろありますけれど

も、東北農政局の指導を得ながらこれまでもやってきておりますけれども、JAと土地改良区とか共済組合、農業委員会、地域農業再生協議会とか、様々な団体等と連携が大事でありますので、それらを市が取りまとめ役としてしっかりリードしていく必要があると考えております。

それから最後になりますけれども、例えば都市のまちづくりには都市計画があるように、農村においても、例えば農業計画というか農村計画を作って、将来あるべき農業を目標をしっかり立てて、また農地をしっかり守って、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があると思います。そして、持続可能な力強い農業をつくっていくべきだと思いますけれども、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問についてお答え致します。

振興計画を作ったらどうかということのご質問だと思います。潟上市と致しましては、潟上市農業振興地域整備計画というのも作成しております。それから、それに伴うマスタープランということで策定しております。それから毎年農業再生協議会で作っている農業ビジョンというのもあります。これは3年に1回作っております。その中で、振興していく作物やそれからもちろん後継者問題それから人・農地プランの関係もうたっていかなきゃいけないということになってきておりますので、その点で、作ってはないというわけではなくて、一応農家の方々にはそのようなことでお示しはしているということでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま部長の方から、いろんなビジョンや農家を守るためのいろんな計画がそれぞれにやられているということですので、そのまま引き継いで農家をしっかり守って力強い農業をつくっていただければと思います。この件についての質問は以上で終わります。

次に、2番目の潟上市特定事業主行動計画の推進についてでございますけれども、次世代推進法と女性活躍行動計画の違いは、先の次世代について政策の中では女性活躍のあれが入っていなかったということで、その女性活躍推進法ができてからその第2次事業主行動計画を策定されたということですが、最初の行動計画を作成してから十数年も経過しておりますけれども、当時は職員に周知したと思いますけれども、平成28年に行動計画を策定後に、職員に対しての説明をされていますでしょうか。またその

後、新入社員に対しても周知しているかどうかわからないですけれども、行動計画は報告と公表する義務があると思います。また、その職員がどのくらいその行動計画についての認識がどのくらいあると思われますか。その点についてまずご答弁願います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ご質問にお答えします。

鴻上市特定事業主行動計画につきましては、平成28年度に改定され、来年の3月31日までの5年間としておりますが、これ職員の周知につきましては、職員の掲示板等パソコン上で周知しております。どのくらい周知認識されているかというのはそれは調査していませんので、基本的には掲示板で載せたものは、職員がその都度確認するということになっております。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま、いろんなホームページとか等によってお知らせはしておりますということで、実際のその認識度についてはまだ把握なされていないということですが、この次世代推進法と女性活躍推進法も同じですけれども、これ子ども健やかに生まれる環境をさらに改善しながら充実させることが目的のひとつであると思えます。子育て中の職員や女性職員に限らず、すべての職員が能力を十分に発揮でき、働きやすく働き甲斐のある職場環境の整備を進めることが、職員一人ひとりの生産性を高め、それがまた市民サービスの向上にもつながると思えます。

それから次にいきますけれども、男女別の産休や育児休業の取得率ということで、産休については約100%、育児休業についても17%ということですので、実際この育児休業については、全国的にみてもほとんど10何%くらいだと思うのですが、これらについてもやはり今後進めていくべき問題と思えます。

それから、3つ目の市職員が積極的に有給休暇や育児休業を取ることによって、一般企業にも一般事業主行動計画の制度が浸透することが期待でき、また普及すべきと思えますということですが、これについては、先ほど部長が答弁したように、一般事業主の行動計画は、101人以上については策定が必要でそれを公表するのがありますけれども、100人以下の企業については任意というか努力義務でいいということでありまして、例えば、こういった労働条件の善し悪しや働く環境の差異が、働く側にとっては大きな要素になると思えます。例えば、残業してもサービス残業になったり、

有給休暇もよく取れなかったり産休も短かったり育休も取れなかったりなど、そういった労働条件や環境が悪いことによって、例えば潟上市内の企業からほかの市町村への企業へ転職したり辞めたりしたりするという事は、市としても大きな損失でもったいないことにつながると思います。やはり市としても、この一般企業事業主の大小にかかわらず、一般事業主行動計画の策定を推進して、その目標に少しでも近づけるように働きかけてみてはいかがでしょうか。そして市としては、模範とならなければいけないと思います。そうすることによって、そういった労働条件や労働環境がよくなることによって、職場への定着や愛着もわくし、発展にもつながると思いますので、そこら辺についてご答弁願いたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

今答弁させていただいているのは、市の状況について職員について答弁させているところでありまして、それを推進することによって、一般の企業にもそれを波及していけばということでご答弁させていただいておりますので、101人それに満たない企業について、そういう形で、今つくるということについては強制されておられませんけれども、そうしていただければ効果が出るものと思っております。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） この質問にもあるように、やはりこの市の企業にもやはりこれらを浸透させて、やはり市の企業の働く環境がよくなることによって、その企業の発展もなるし、この市の発展にもつながると思いますので、ぜひこれらについても進めて一応指導等お願いしたいなと思います。

それから4つ目ですけれども、女性管理職の割合ですけれども、これについてはまだまだ十何%ですか、これについてはまだまだ少ないと思いますので、これについてもぜひ進めていただきたいなと思います。

それから、平均勤続年数についてはわかりました。

それから、年次休暇の取得についてもやはり目標に向かって頑張りたいと思います。

それから、フレックスタイム制の導入についてでありますけれども、これはこの導入については働き方改革の一環として、2019年の4月に施行とまだ日が浅いので、全国的にみても導入しているところが少ないですけれども、通常の労働時間や労働者が日々始

業と終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度でございますけれども、この要件としては、労働協定で所定の事項を定めなければなりませんけれども、例えば、午前7時から午前10時までの間にすべての職員が勤務しなければならない、フレックスタイム時間帯とあとは早出出勤とか遅出出勤などのコアタイムなどに出勤するなどいろいろございますけれども、このメリットと致しましては、例えば、先ほども答弁にもありましたけれども、共働きで子育てする場合、例えば、保育園の送迎を分担したり怪我で病院に寄ってから出勤するとか、ほかに育児とかまた親の介護とか、これによって残業の抑制にもつながるかと思われまます。デメリットとしては、先ほど部長がおっしゃったように、窓口業務などそういった部署などによっては導入できないとかコミュニケーションの希薄化とかチームとして発揮できないとか様々ありますけれども、やはりこれについても、やはり最近、コロナの影響で自宅においてパソコン等活用したテレワークなどを実際する企業も増えておりますけれども、実際にもうやられている例えば市としては、これは寝屋川市、完全フレックスタイムを導入しております。コアタイムというのはなくて、もう1カ月間の勤務時間の範囲内で勤務する時間を決めております。また豊田市や宇部市などは、例えば午前7時から10時までに、これは施行を始めたばかりですけれども、少しずつでありますけれどもこのフレックスタイムの導入が進められておりますので、ぜひ当市としてもこの職員の働き方改革の一環で、働く意欲と能力の発揮でフレックスタイム制の導入を、ぜひ業務に差し支えない範囲でこの見直しに取り組む必要があると思っておりますけれども、その考えを再度お伺いします。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

フレックスタイム制でありますけれども、これはメリットとしましては、自分の時間で仕事ができるということでありまして、子育て等をする人のためには大変いいと思っておりますが、市役所業務に関しましては、市民を相手にすると言いますか、窓口部門等先ほども答弁させていただきましたが、そういう体制整備が今後の課題になると思っておりますので、どの範囲であれば導入可能なのかを再度検討させて研究させていただきたいと思っておりますので宜しく申し上げます。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） それでは最後に。職員のメンタルヘルスについてお伺いします。

これは、働く人の心の不調とかストレス対策とか、予防として職場での労働環境の適正化や過重労働の予防、人間関係の調整やそういったことの軽減を努めるということでございますけれども、また職場においては、やはりいろんないじめとかパワハラとか、そんな関係で職場を休んだり辞めていったりされると、非常に職場としてもマイナスになることと思います。これは一般職員に限らず、保育所関係の方も当然そのように同じでありますので、こういったメンタルヘルスについては、やはりしっかりとしたサポートというか支援をしていただかないと、せっかくのいい人材がそのようにして休んだり辞めたりすると非常にマイナスになりますので、そこはしっかりと支援していただきたいと思っておりますけれども、その辺についてもう一度答弁願います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ご質問にお答えします。

メンタルヘルスサポートにつきましては先ほどの答弁のとおり、年1回のストレスチェックをまず行っております。その結果をもちまして本人に通知をしまして、総務課の方でも把握するようにしております。さらにはその結果におきまして、産業医にも相談すると、さらに産業医のほかにも公的な相談機関にも行ってもらったりして、なるべく環境を改善させるように今も努めていますが、今後もそのように、職員のメンタルの不調を事前に防止するような取り組みを今後強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま部長が答弁致しましたように、特段のメンタルケアをしていただきたいと思います。

最後に、働き方改革とか休み方改革についていろいろお尋ね致しましたけれども、職員の子育てと仕事の両立に向けた環境作りは、公務の能率の一層の向上になります。また、職員の働きの変革とかワークライフバランスの推進にもつながると思っておりますので、どうか今後もよりよい働き方、休み方の改革をお願いし、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（西村 武） これをもって11番伊藤正吉議員の一般質問を終わります。

本日の日程はこれですべて議了致しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日6月19日は金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、どうかご参集

のほど宜しくお願い致します。

この後、議会広報編集特別委員会を開催しますので、委員の方はご参集願います。会場は常任委員会室3ですので宜しくお願い致します。

以上で終わります。どうもご苦勞様でした。

午後 3時00分 散会